

No	Q	A
1	環境センター跡地のダイオキシン問題は、新しい公園で子どもたちが遊ぶことについて健康被害等の心配が出ないように検討してほしい。	ダイオキシン等の有害物質による土壌汚染につきましては、法令に基づき指定調査機関による土壌汚染調査を実施するとともに、ガイドラインに沿って対策を実施いたします。 土壌汚染の調査につきましては、本年度に地歴調査と土壌のサンプリングを行う表層調査を実施し、その結果を受けて令和6年度に深度調査を実施してまいります。土壌調査結果につきましては、適時公開してまいります。 なお、汚染土壌対策については、汚染区域をコンクリートなどで覆うことで汚染土壌を封じ込め、表層土に汚染物質が出てこないようにする対策が考えられますが、今後の土壌調査結果を踏まえ、法令に基づき適切に対策してまいります。
2	子どもたちへの影響を一番心配している。環境センターの汚染土壌の取扱いについてはどのようにされるのか。まずは、環境センターの問題を解決してから公園の話をするべき。	
3	有害物質は飛散より浸透が不安。土壌汚染調査のここ1年ぐらいのスケジュールが分かれば教えて欲しい。	
4	騒音、振動、飛散等の対策を行うこと。現状から解体後までの土壌や水質の汚染状況等を測定し続け、対策を行う計画を地域へ何度でも公表し説明会を行うこと。	
5	汚染土壌が出ないようにしますと発言があったが、すでにボーリング調査をしたのか。汚染された土壌があったらそれも含めて取り除くのではないか。	
6	環境センターの解体工事を予定しているが、どのように解体するのか。また、解体した瓦礫等の搬出についても近隣住民に影響がでないような方法を検討してほしい。	環境センターの解体工事については、有害物質の飛散や流出の防止等、周辺への影響が少ない解体方法の検討を開始したところであり、法令等に基づく適切な工事を実施してまいります。なお、解体計画は令和7年度に策定を予定しております。
7	環境センター解体に疑問を持っている。現在建屋があるから汚染土壌が露出せず、雨が降っても地下浸透しない。解体に伴い、これまで蓄積したダイオキシン類が環境中に流出しないのか。解体にはダイオキシン類の影響がないようにしてほしい。	
8	鶴野第2公園は区画整理事業で住民が土地を出し合っあての場所にできた公園であり、説明がないまま廃止されるのは納得できない。	環境センターの解体を契機とした鶴野地域の公共施設再編は、これまでに住民の皆様からいただいた防災に関するご意見を踏まえ、まず命を守るための高台を整備することを中心に検討を始めました。環境センターの解体跡地は、安威川と大正川の堤防に隣接し、すでにある程度の高さがあることから、当該地を高台化し、洪水発生時に多くの人が避難できる一時避難場所として活用したいと考えており、平時は公園として活用してまいりたいと考えております。 環境センター跡地に公園を整備した場合、新たな公園は鶴野第2公園の約2.5倍の面積となることから、鶴野第2公園は廃止することとし、改めて、鶴野第2公園の地に、市の教育施策の懸案であり、子どもの健全な成長をサポートする上で必要となる給食センターを設置したいと考えております。
9	3月21日の説明会で、公園ができた時の経緯については、できてから40年以上たっているので、時効とというような説明があったが、その考え方はおかしい。	鶴野第2公園は、昭和46年の鶴野土地区画整理事業で国費の補助金をいただきながら整備されました。国費の目的外使用は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）」で固く禁じられておりますが、完成して既に40年以上が経過していることから、鶴野第2公園で使用された補助金については当該法の規定は適用されないと聞いております。
10	鶴野第2公園は区画整理事業には国費が使われており、簡単には廃止できないと思う。	
11	モノレールの整備を行った際、鶴野第1公園の拡充を要望したが、絶対に触れないと拒否された。それを考えると鶴野第2公園も同じではないか。	鶴野第1公園は、都市計画決定された公園として、国からの補助金を使用して整備されました。モノレール建設当時に鶴野第1公園を拡充する場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）」に基づく国との協議が必要であったと考えます。当時どのような協議を経て皆さまにどのような説明をしたのかは不明ですが、もし、市から容易に公園の拡充ができないと述べているのであれば、何かしらの理由があって、当時は公園拡充の実施が難しかったのではないかと想定されます。
12	公園がなくなると子どもたちが遊ぶところなくなる。少子化対策は国の施策であるはずなのに、公園をなくすことはそれに反している。鶴野第2公園を廃止することは反対である。	本計画は、鶴野第2公園を移転し、新たな公園としてリニューアルをするものでございます。 新たな公園は鶴野第2公園の約2.5倍の広さになるとともに、河川に親しめる環境にあることから、近隣住民を含め関係者とのワークショップ等を実施しながら、子育て世代をはじめ、全ての世代にとって非常に魅力的な公園になるよう整備してまいります。 また、移設が完了するまでの間については、鶴野第2公園を利用されている団体等と協議を行うとともに、新たな公園の整備内容については、近隣住民を含め関係者とのワークショップ等を実施し、検討してまいります。
13	鶴野第2公園をなくすことについて、子育てに力を入れている市であるはずなのに、子育てについてはどうでもよいのか。	
14	鶴野第2公園がなくなることにより、遊び場所がなくなる。	
15	鶴野第2公園は大勢の方が利用されており、子どもたちの憩いの場をなくさないでほしい。	
16	鶴野第2公園がなくなことに反対。	

No	Q	A
17	鶴野第2公園の廃止は、環境センター解体跡地の土壌汚染対策が終わって公園にしてからにするべき。	成長期にある中学生の心身の健全な発達には、個人のおかれた環境に関わらず、栄養バランスの取れた食事が重要であると考えております。 しかしながら、近年、偏食や朝食を取らない子ども、「子どもの貧困」問題においては「栄養バランスの取れた食事は、一日の中で給食しかない」という子どもがいる等、子どもの食に関する様々な問題が浮き彫りとなっております。また、共働き世帯の増加や様々な家族形態がある中で、子育て支援の観点からも学校給食の重要性が増してきております。このようなことから、中学校給食の全員喫食の実施に向け、早期に給食センターを設置したいと考えております。
18	公園が5年間なくなる間の説明がない。	鶴野第2公園が廃止されてから移設が完了するまでの期間については、鶴野第2公園を利用している団体等と協議を行うとともに、代替策等について検討してまいりたいと考えております。
19	現鶴野第2公園のキャンプ場の利用頻度はどのくらいなのか。	年4～5回程度の利用申請がございます。
20	鶴野第2公園には子どもたちがよく遊んでいるコンクリート製の遊具がある。新しい公園に移設されるのか。キャンプ場施設も利用させてもらうことがある。両施設の移設と大型遊具の設置をお願いする。	新たな公園の整備内容については、近隣住民を含め関係者とのワークショップ等を実施し、鶴野第2公園の機能（遊具、キャンプ施設等）の移転を含め整備計画を検討してまいります。
21	近隣の保育所が運動会をする場所がなくなる。	保育所の運動会をする場所としては、青少年グラウンドの利用等を検討しており、今後、保育所と協議してまいりたいと考えております。
22	鶴野第2公園がなくなることにより桜が見れなくなるなど、豊かな自然環境がなくなる。	鶴野第2公園の桜は可能な限り保存する方向で検討してまいります。
23	環境センター跡地を公園にするとの計画であるが、森林（緩衝緑地）はどのようなになるのか。	現在の緩衝緑地のような豊かな自然に十分に配慮し、近隣住民を含め関係者とのワークショップ等を実施しながら、整備計画を検討してまいります。 なお、本年度は、環境センター周辺の樹木の植栽状況の調査を実施する予定です。
24	高台公園（環境センター跡地）の防犯対策に十分配慮すること。	現在のごみの焼却業務を終了しておりますが、解体工事を開始するまではパッカー車等の拠点として活用することとしており、引き続き適切に管理してまいります。 また、公園整備が完了したのちの防犯対策につきましては、防犯カメラや防犯灯の整備等を検討してまいります。
25	環境センター跡地に給食センターを建てることはできないか。またそのような検討はされなかったのか。	環境センターの解体を契機とした鶴野地域の公共施設再編は、これまでに住民の皆様からいただいた防災に関するご意見を踏まえ、まず命を守るための高台を整備することを中心に検討を始めました。環境センターの解体跡地は、安威川と大正川の堤防に隣接し、すでにある程度の高さがあることから、当該地を高台化し、洪水発生時に多くの人が避難できる一時避難場所として活用したいと考えております。
26	災害時には、新しくできた公園に給食センターから食料を運ぶと書いているが、河川が氾濫したら給食センターがまず水没するので、高台の上に建設すべきではないか。	高台の上に給食センターを建設することにつきましては、3月の住民説明会でのご意見を受け、改めて庁内で協議いたしましたが、一時避難場所の確保を最優先とするため、高台の上に給食センターを建設すべきではないとの結論に至りました。
27	三宅柳田地区にはコミュニティセンター等の公共施設がない。新しい公園に施設を考えてほしい。	新たな公園につきましては、近隣住民を含め関係者とのワークショップ等を実施しながら、必要な機能等について検討を進めてまいりたいと考えております。ただし、一時避難場所の機能の妨げとなる公共施設については、建設すべきではないと考えております。
28	避難する場所となるのであれば、集会所のような普段は人が集まり、災害時には雨・風から身を守るような建物を要望する。	また、一時避難場所としての必要な機能等については、新たな公園の具体的な整備内容の一つの項目として、近隣住民を含め関係者とのワークショップ等を実施しながら、検討を進めてまいります。
29	市役所や消防署に近いとはいえ、洪水が起これば避難できなくなる。鶴野地域の土地の状況をよく考え、住民の意見をよく聞いて高台化をしてほしい。	鶴野地域は、洪水発生時の想定最大浸水深は4m以上となるため、住民の皆様の方の命を守る高台を整備し、洪水発生時でも浸水しない一時避難場所を確保したいと考えております。 一時避難場所として必要な機能等については、新たな公園の具体的な整備内容の一つの項目として、近隣住民を含め関係者とのワークショップ等を実施しながら、検討を進めてまいります。

No	Q	A
30	盛土を行う部分はどこになるのか。またどれぐらい盛土をするのか。	環境センター跡地について、大正川と安威川の堤防天端道路と同じ高さになるよう盛土することを想定しております。 この公園は河川区域外であり、洪水は関係しません。なお、堤防自体は、背後が盛土されることで強くなります。
31	川の合流点に新たな公園を作っても本当に大丈夫か心配である。	
32	堤防天端道路までの盛土を計画しているとのことであるが、国の基準は満たしているのか。この地域は昔から洪水の心配がされており、淀川のスーパー堤防のようなものをお願いしたい。	
33	河川氾濫が起こってからでは避難ができないので、救命ボートを利用した避難はできないか。	鶴野地域には河川からの氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域があり、付近が破堤して洪水被害が発生するような状況では、その氾濫流は非常に激しいものになると想定されます。そのため、氾濫が始まってからのボートによる避難は大変危険であると考えております 河川氾濫の可能性がある場合は、まずは防災関係機関（市、気象庁）が発する避難情報等に従い、速やかに広域避難を行っていただくことが最も重要であると考えております。 一方で、広域避難が困難な方々もおられると考えられますので、近接場所に浸水しない高台化された一時避難場所を確保することは大変重要であると考えております。
34	そもそも給食センターを作る必要はあるのか。今のままでいいのではないか。	成長期にある中学生の心身の健全な発達には、個人のおかれた環境に関わらず、栄養バランスの取れた食事が重要であると考えております。 しかしながら、近年、偏食や朝食を取らない子ども、「子どもの貧困」問題においては「栄養バランスの取れた食事は、一日の中で給食しかない」という子どもがいる等、子どもの食に関する様々な問題が浮き彫りとなっております。また、共働き世帯の増加や様々な家族形態がある中で、子育て支援の観点からも学校給食の重要性が増してきております。このようなことから、早期に中学校給食の全員喫食を実施してまいりたいと考えております。 なお、実施方式につきましては、給食の持続性及び費用負担等を比較検討した結果、給食センター方式に決定しました。
35	なぜ給食センターを鶴野に持ってくるのか。ほかの場所に給食センターをもっていったほしい。	鶴野第2公園の場所は、用途地域が給食センターを設置することができる「準工業地域」に指定されていることに加え、市の中心部に立地し、交通利便性にも優れております。各中学校への配送効率等を考慮すると、給食センターの建設地として最適であると考えております。 給食センターについては、これまで、吹田市と千里丘新町（北大阪健康医療都市）で共同実施の可能性について検討いたしました。運用面や財政面などの様々な課題や両市の整備方針の違い等から断念いたしました。 また、教育施設内での整備可能性についても検討いたしました。適切な場所がなかったため、市保有地全体を対象として検討を進めておりました。現在の候補地として残っている場所は、鶴野第2公園のみでございます。 なお、旧味舌小学校跡地につきましては「準工業地域」ではないため、候補地の対象となっておりません。
36	鶴野第2公園が給食センターの候補地と聞いていたが、ほかの候補地はないのか。	
37	給食センターをほかの土地に建設することについて。旧味舌小学校の跡地には建てられないのか。	
38	鶴野第2公園は土地が低くなっている所である。そのようなところになぜ給食センターを建設するのか。水害時には一番初めに浸水する。	鶴野第2公園は、給食センターを設置できる唯一の候補地でございます。 鶴野地域で想定最大規模の降雨により水害が発生した場合は、給食センターの1階部分は浸水することになります。浸水しない2階部分については、防災機能について検討してまいります。また、早期に復旧できるようＢＣＰ（業務継続計画）を検討してまいります。
39	鶴野地域をただの工場地帯にするのか。	鶴野地域の用途地域は「準工業地域」に指定されております。「準工業地域」は、都市計画法第9条において「主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域」と定義されておりますが、住宅や店舗、学校など様々な種類の建物を建築することが認められております。
40	今回の計画の中で、すでに決定している事項はどれなのか、また計画段階の事項はどれか。	市としては、環境センターを解体し、その跡地を高台化した上、鶴野第2公園を移転することを決定しております。また、中学校給食の全員喫食を実施するために給食センターを設置することとしており、鶴野第2公園をその建設候補地とし、具体的な調査を実施することを決定しております。
41	給食センターの候補地として鶴野第2公園は決定しているのか。	
42	給食センターの建設については決定事項ではないのか。	

No	Q	A
43	給食センターの工事する際の騒音について。	給食センターの建設工事については、住民の皆様のご意見等を踏まえ、周辺への影響が少ない工法等について検討してまいります。
44	給食センターの工事による影響が心配。	
45	建設工事時などの交通量が増えると危険ではないか。	
46	トラックは住宅側の反対側を通すと言っているが、どのようにするのか。それでは住宅側にはトラックは来ないのか。	給食センターの運営時におけるトラックの出入口やルート等につきましては、周辺への影響や安全対策を考慮する必要があると認識しております。今後、近隣住民の皆さまのご意見を聞きながら、適切に設定してまいります。 また、給食センターのトラックによる地盤の揺れに関しては、今後検討してまいります。
47	堤防側に出入口を作るとなればきれいな遊歩道がなくなる。市はどう考えているのか。	
48	公園を廃止し、給食センターを建てることに対して、道路整備などのインフラ整備について市からの提案はないのか。	
49	トラックなどが通るたびに地盤が揺れることについて対策はしてもらえるのか。	
50	給食センターの配送トラックの通行が増えると、より危険が増すことになる。	給食センターの運営におきましては、小学校給食を参考にすると、1日あたり食材搬入車両は6台程度、給食配送車両は2～3台が2往復することを想定しております。車両が地域内を通行する際には、可能な限り住宅前の通行を避けるなど、住環境への影響が少なくなるよう努めるとともに、運行に際しては、交通ルールの遵守を徹底してまいります。
51	鶴野第2公園に給食センターができると、現在路上駐車が多い状態なのに、そこへトラックの通行が増えると危険である。	
52	工場が増えることにより、危険が増すのでは。	
53	青少年グラウンド北側の不法駐車を知っているのか。住民は非常に迷惑しており、危険な状況で生活している。	青少年グラウンド北側の道路については、駐車禁止の規制がされており、市からも、警察へ取り締まりの強化を依頼してまいります。食材搬入業者等に対しては、駐車禁止の規制等を含め、法令を遵守するよう指導を徹底してまいります。
54	青少年グラウンド横の路上駐車を規制すべき。	
55	現状、グラウンドの前までトラックが路上駐車しており、警察に連絡しても対応してもらえない。このような状況の中で、給食の業者がそこに止めないと保証できるのか。	
56	ネズミ、ゴキブリ、アリ、ネコ、カラスなどの害虫・害獣について。	給食調理に伴う残菜等についてはドライ化し、室内で保管の上、ごみ収集業者に直接お渡しいたします。また、衛生管理につきましては、国際的な手法であるHACCP（ハサップ）に基づき、徹底してまいります。その他、騒音等につきましても、最新の技術等を研究し、周辺環境への影響を最低限に留めるよう検討してまいります。
57	給食センターからの臭い、騒音等の環境に対する影響について。	
58	目の前に給食センターが建つことにより、日照時間に問題はでないのか。	給食センターを整備する際には、日影規制等の法令を遵守してまいります。
59	公園のままなのと、給食センターになった後で、どれだけ不動産価値が変わるのか。もし下がるようであれば、その損害の補填について資産価値の変動については、専門機関で調査し、法的に認められる正式な文書での提出を求める。	不動産価値は、様々な要因が複合的に影響して評価されるものであり、今回の給食センターの設置という要因のみによる将来の不動産価値への影響について、お答えすることは困難です。
60	目の前に公園がある家を探して購入を決定したが、公園がなくなれば価値がなくなる。	
61	給食センターができることによる不動産価値の変動及びその補填について。	
62	鶴野第2公園を廃止する説明は、事前に自治会にするべきではないか。順序が逆になっている。	自治会長及び役員の方々に説明させていただいた上で、市としてこのような計画を検討しているとお伝えする説明会の場を設けさせていただきましたが、事前にその他の自治会員の皆様への説明ができていなかったことにつきましては、お詫び申し上げます。
63	環境センターと鶴野自治会は懇談会を 年1回行ってきた。センターが無くなることの経緯を含め、自治会への説明がない。この説明会よりも前に説明があつてほしかった。順序が逆になっている。	
64	こういった計画は、立てる前に地元に相談すべき。	

No	Q	A
65	住民の意向を無視した計画であり、住民一人ひとりのことを考えて検討してほしい。この計画ありきではなく、色々な方の意見を聞いてほしい。	鶴野地域における公共施設再編につきまして、鶴野地域の住民の皆様のご意見を賜りたく、令和5年3月21日及び23日に住民説明会を開催させていただきました。住民の皆さまの不安等が少しでもなくなるよう、引き続き住民説明会等を開催するとともに、直接のお問い合わせもお受けいたします。
66	これまで市で様々な公共施設を建設されてきたが、必ず残念だと思う点がある。今回の計画ではそれがないようにお願いしたい。	
67	今回の説明会は計画に対して了承を得るためのものなのか。	
68	計画を勝手に進めることはないようにお願いします。	計画を勝手に進めることはいたしません。住民の皆様に周知した上、ご意見等を踏まえながら進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。
69	今回の計画について、鶴野地域の住民にあまり知られていない。周知の徹底をお願いします。	3月の説明会では、計画地に隣接する鶴野及び鶴野東自治会の区域の住民の皆様に対して、重点的に案内チラシをポスティングしてまいりました。 今後は、鶴野地域全体にポスティングするとともに、広報や市のホームページ等でも、説明会の開催等について広く周知してまいります。 なお、議事録等につきましては、積極的にホームページに掲載してまいります。
70	議事録については公開をお願いします。また今後の周知についてはどのようにするのか。	
71	鶴野第2公園は、アドリーム住民や鶴野北自治会の住民の利用している。それを考えると、住民説明会の案内を鶴野地域全域にすべき。	
72	この計画の説明会（3月21日・23日）の案内は、どの地域に配布したのか。自治会配布なのか、市が配布したのか。	